

# 平成29年からの申告書には マイナンバーの記載が必要です

マイナンバー制度の導入に伴い、平成29年からの申告手続きには、

▼申告書へのマイナンバーの記載

▼本人確認書類の提示  
か写しの添付

の2つが必要となりました。

なお、マイナンバーの記載ができない場合や本人確認書類が準備できない場合でも申告は受け付けますが、法令により記載していただく義務がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

**Q マイナンバーの記載が必要なのは誰？**

A 記載が必要な方は、申告者本人と申告で控除の対象となる配偶者、扶養家族、事業専従者などです。

**Q 本人確認書類が必要**

**なのは誰？**

A 申告会場へ来られた方です。控除の対象となる方の本人確認は不要です。

**Q 本人確認書類って何を持って行けばいいの？**

A 申告会場にお持ちいただく書類は次のとおりです。

- ◎ 本人自身の申告をする場合
  - ・ 番号確認：マイナンバーカードや通知カードなど。下記の具体例もご覧ください。
  - ・ 身元確認：運転免許証、健康保険証、源泉徴収票など
- ◎ マイナンバーカードの場合、身元確認も一緒にできます。
- ◎ 本人以外の申告をする場合
  - ・ 番号確認：申告者本人のマイナンバーカードや通知カードなど（コピー可）
  - ・ 代理人としての確認：申告者本人の健康保険証やマイナンバーカードなど
  - ・ 代理人の身元確認：代理人自身の運転免許証や健康保険証など

## ◆マイナンバーカードをお持ちでない場合

通知カード



運転免許証、健康保険証など



+

## 平成29年度町・県民税

### 簡易申告制度のご利用を

町では町・県民税の申告について、次の日程で簡易申告を受け付けます。該当すると思われる方には申告書を1月中旬にお送りしますので、必要書類と印鑑を持参し申告してください。なお、所得税を源泉徴収されている方は簡易申告できません。

◆該当する人 昨年1年間(平成28年1月1日から12月31日まで)の収入が次の場合です。

- ・ 給与だけの場合 給与収入の合計が93万円以下の人
  - ・ 公的年金等だけの場合  
65歳以上…年金収入の合計が148万円以下の人  
65歳未満…年金収入の合計が98万円以下の人
  - ・ 公的年金等と給与の場合  
65歳以上…年金が120万円以下で給与が65万円以下の人  
65歳未満…年金が70万円以下で給与が65万円以下の人
- ※年齢は平成29年1月1日現在です。税金の計算の対象になる年金には、遺族年金や遺族恩給、障害年金などは含まれません。

### ◆簡易申告の受付日程

期 日	場 所	時 間
1月27日(金)	豊間根生活改善センター	午前9時 ～正午 午後1時 ～3時
1月30日(月)	船越防災センター	
1月31日(火) 2月1日(水)	役場町民ホール(1階)	

※簡易申告書を郵送で提出する場合には、2月1日までに町税務課へお送りください。  
※簡易申告書もマイナンバーの記載が必要です。

### ◎所得の無い人なども申告が必要です

昨年1年間まったく所得が無かった人や、所得が少なく所得税や町民税・県民税がかからない人でも▶国民健康保険税の税額の算定▶所得証明や課税証明などの交付▶町営住宅料や保育料、高額医療費の負担区分などの設定——のため申告が必要です。なお、申告しなかった場合には国民健康保険税の軽減措置を受けることができなくなります。